

4

泌尿器の障害

(1) じん臓の障害

じん臓の障害については、一側のじん臓を失った場合と失っていない場合に区分し、じん臓機能の低下の程度（糸球体濾過値（GFR）で判定）により等級を認定します。

	G F R 値			
	31ml/分 } 50ml/分	51ml/分 } 70ml/分	71ml/分 } 90ml/分	91ml/分 }
じん臓を失った場合	第7級	第9級	第11級	第13級
じん臓を失っていない場合	第9級	第11級	第13級	—

※ GFR値は、小数点以下を切り上げた数値

(2) 尿路変向術を行ったもの

尿路変向術を行ったものは、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第5級	非尿禁制型尿路変向術を行ったもので、尿が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パッド等の装着ができないもの
第7級	非尿禁制型尿路変向術を行ったもの（第5級に該当するものを除く。）
	禁制型尿リザボアの術式を行ったもの
第9級	尿禁制型尿路変向術（禁制型尿リザボア及び外尿道口形成術を除く。）を行ったもの
第11級	外尿道口形成術を行ったもの